

第66回人権擁護大会シンポジウム第1分科会

参加
無料

今こそ、「生活保障法」の制定を！

～地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会～

日時

2024年10月3日(木)

12時30分～18時 (受付11時30分)

場所

名古屋国際会議場センチュリーホール

名古屋市熱田区熱田西町1-1

地下鉄名城線「西高蔵駅」(2番出口)・

地下鉄名港線「日比野駅」(1番出口)から徒歩5分

リアル・オンライン併用

日本では、「生活保護だけは死んでも受けたくない」という忌避感や役所窓口の違法対応などのため、貧困とされる人の1割程度しか生活保護の利用にたどり着けていません。

自殺者の急増など生活に行きづまる人が絶えない今こそ、日弁連が提唱する「生活保障法」の制定が必要です。

シンポジウムでは、生活保護を積極的に活用している海外や国内の先進事例に学びながら、制度をどのように改善していけばよいのかを検討します。

是非奮ってご参加ください。

詳細はこちら



▶どなたでもご参加いただけます(事前申込み不要/手話通訳・要約筆記あり)。

▶オンライン視聴用 URL は、開催日近くに日弁連ウェブサイトに掲載します。

基調
講演

貧困と排除から、社会参加と相互承認へ！

——まっとうな生活保障のために



暉峻 淑子さん(埼玉大学名誉教授)

1928年生まれ。経済学者。「対話的研究会」主催。著書に「豊かさとは何か」、「承認をひらく—新・人権宣言」(いずれも岩波書店)など。

第1部

当事者の声



第2部

基調報告と海外・国内調査報告

第3部

パネルディスカッション

「すべての人の“生存権”を保障するために」

パネリスト

吉永 純さん(花園大学社会福祉学部教授)

福祉事務所 24 年、ケースワーカー12 年の経験を生かし、
貧困と生活保護について研究。



吉永さん



布川さん

布川 日佐史さん(法政大学現代福祉学部教授)

公的扶助論担当。研究テーマは雇用政策と公的扶助の交錯に関する
日独比較。

雨宮 処凛さん(作家・活動家)

フリーターなどを経て2000年、自伝的エッセイ「生き地獄天国」
(太田出版)でデビュー。近著に「死なないノウハウ 独り身の「金欠」
から「散骨」まで」(光文社)など。



雨宮さん



井手さん

井手 英策さん(慶應義塾大学経済学部教授)

専門は財政社会学。著書に「ベーシックサービス」(小学館)、
「経済の時代の終焉」(岩波書店)など。

特別報告

メディアは生活保護をどう伝えるか

吉田 颯人さん(北日本放送報道局記者)

NNNドキュメント'24「半透明のわたし 生きる権利と生活保護」ディレクター。





今こそ、「生活保障法」の制定を！

～地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会～

1 セーフティネットとして機能していない生活保護制度

憲法第25条は、すべての国民に生存権を保障しており、これを具体化するために生活保護制度があります。しかし、残念ながら、現在の生活保護制度は、二つの側面で、「すべての人」に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するセーフティネットとして機能しているとは言えない状況にあります。

まず、日本では生活保護利用者数の対人口比はわずか1.6%であり、貧困とされる人の1割程度しか生活保護の利用にたどり着けておらず、多くの人が生存権を侵害されている状態にあります。

次に、生活保護の利用にたどり着いたとしても、現行の生活保護制度の水準が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しているとはいえない、という問題もあります。

年々早々、能登半島を巨大地震が襲い多くの人々が生活に打撃を受けています。今後も地震、津波、豪雨などの災害や感染症の再来が必至な中、平常時から、日本で暮らすすべての人の生存権が保障される社会を構築しておくことが切実に求められています。

日弁連は、2008年に「生活保護法改正要綱案」を、2019年にはその改訂版を公表し、生活保護法を権利性の明確な「生活保障法」に改正することを提案してきましたが、今こそ、具体的な制度改善に向けた取組を国・地方レベルで強化する必要があります。

2 「すべての人」の生存権を保障する制度にするために

生活保護制度の利用にたどり着けない要因としては、制度に対する強烈的な偏見や忌避感、福祉事務所窓口での「水際作戦」、扶養照会や自動車保有の制限があります。

こうした事態の克服には、改正要綱案で提案したとおり、国や自治体の周知・広報義務、窓口職員の教示・助言義務の法定、ケースワーカーの増員や専門性の強化が必要です。一部の自治体に取り組んでいるように、こうした義務を条例で制定したり、窓口での相談内容を録音可視化したりすることも有益です。また、扶養照会を申請者の同意ある場合に限り、価値の乏しい自動車保有を認める必要もあります。

制度利用からの排除といえば、外国人は生存権すらないものとされ、特定の在留資格を有しない者は必要な医療さえ受けら

れないという非人道的な扱いを受けています。まずは緊急の医療扶助等の適用を可能とした上で外国人の生存権享有主体性を法律上も明記する必要があります。

3 「健康で文化的な生活」を保障する制度にするために

制度利用後の保障水準を見ると、国は、2013年、2015年、2018年と相次いで生活保護基準を引き下げた上、2025年度にも都市部や高齢世帯の保護基準を更に引き下げようとしています。

2013年からの史上最大の生活扶助基準引下げに対しては全国で30の集団訴訟が提起され、厚生労働大臣の判断を違法とする判決が過半を占めるに至っています。2023年11月30日には、名古屋高等裁判所が、「健康で文化的な」生活といえるには、3度の食事ができるだけでなく、基本的な栄養バランスのとれた食事、親族間や地域における対人関係、自分なりに何らかの楽しみが行えることが必要であると指摘した上で、厚生労働大臣に「少なくとも重大な過失」があるとして国家賠償(慰謝料)まで命じる画期的な判決を言い渡しました。

保障水準の適正化のためには、改正要綱案で提案しているとおり、専門家の検証や当事者の意見を踏まえ再検証可能な状態で基準改訂がなされるようにするだけでなく、社会参加の費用も含めた「需要」の計測による保護基準の早急な引上げが必要です。

4 先進的な取組に学び、制度の具体的な改善を！

海外ではドイツのように、コロナ禍において公的扶助制度を積極活用した上で、より権利性の強い「市民手当」制度に改正し最低生活費を引き上げた国もあります。国内でも地方では、先進的な取組をしている自治体も少なくありません。

本シンポジウムでは、生活保護制度をめぐる現状を踏まえ、こうした先進事例に学びながら、すべての人の生存権が保障される社会を構築するためにはどうすればよいのか、当事者の声、様々な登壇者の報告、パネルディスカッションを通じて検討します。多くの皆様の御参加をお待ちしています。